

平成 29 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾崎 朝樹
(コード：4827 Q-Board)
問合せ先 専務取締役業務本部長 川本 敏夫
(TEL. 092-534-7210)

当社連結子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社連結子会社株式会社ビジネス・ワン賃貸管理は、控訴人より控訴の提起を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

福岡高等裁判所 平成 29 年 6 月 8 日（控訴状送達日 平成 29 年 7 月 26 日）

2. 控訴人

- (1) 名 称 株式会社ピーエムジャパン
(2) 所在地 福岡市博多区中呉服町 3-11
(3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 竹原 虎太郎

3. 控訴の内容

原判決は被控訴人の主張を前提として、各争点についての判断が下されており、審理不尽である。その結果として法令解釈適用の誤りを生じさせ、また事実誤認も存在する。

よって、控訴人としては原判決を是認することができないとのことにより、控訴提起に至ったものであります。

4. 控訴の提起に至るまでの経緯

平成 26 年 5 月 12 日付「貸倒引当金繰入額（特別損失）の計上に関するお知らせ」及び平成 26 年 6 月 24 日付「支払遅延額回収にかかる訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社連結子会社が行う賃貸事業につき、株式会社ピーエムジャパンと賃貸管理物件の一部譲渡の契約を締結いたしました。その賃貸管理物件のオーナーへの送金資金について回収遅延が発生いたしました。その物件オーナーへの預り家賃送金額を立替送金し、その立替金額に対して貸倒引当金（平成 29 年 3 月 31 日現在の債権額 87,836 千円）を計上した上で、株式会社ピーエムジャパンに対し請求を行うとともに、その遅延額回収にかかる訴訟を提起しておりました。

平成 29 年 5 月 25 日、福岡地方裁判所において第 1 審の判決の言渡しがありました。

これに対して、控訴人がこの判決を不服として、福岡高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

5. 今後の見通し

本控訴審においても、第 1 審に引き続き当社側の正当性を主張してまいります。

本訴訟が当社連結業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

6. 関連する過去の開示

- (1) 「当社連結子会社による事業の一部譲受けに関するお知らせ」 (平成 26 年 3 月 20 日)
- (2) 「貸倒引当金繰入額 (特別損失) の計上に関するお知らせ」 (平成 26 年 5 月 12 日)
- (3) 「支払遅延額回収にかかる訴訟の提起に関するお知らせ」 (平成 26 年 6 月 24 日)
- (4) 「貸倒引当金繰入額 (特別損失) の計上に関するお知らせ」 (平成 27 年 5 月 13 日)
- (5) 「訴訟の判決に関するお知らせ」 (平成 29 年 5 月 25 日)

以 上